平成２３年（フ）第４９号
神奈川県座間市相模が丘１丁目31番39号　リバーハイツＡ102号
債務者　長谷川直美（旧姓菅原）
1　決定年月日時　平成23年２月25日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月21日まで
横浜地方裁判所相模原支部

平成２２年（フ）第１３６号
新潟県燕市大曲2776番地２　中山アパート
債務者　五十嵐静男
1　決定年月日時　平成23年２月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月21日まで
新潟地方裁判所三条支部

平成２３年（フ）第２５号
三重県松阪市光町134番地２
債務者　東條　直美
1　決定年月日時　平成23年２月25日午前９時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月21日まで
津地方裁判所松阪支部

平成２２年（フ）第１１４号
北海道岩見沢市南町八条３丁目14番８号
債務者　達崎　智一
1　決定年月日時　平成23年２月25日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月22日まで
札幌地方裁判所岩見沢支部

平成２２年（フ）第１１８号
新潟県上越市浦川原区上岡189番地
債務者　井部　幸治
1　決定年月日時　平成23年２月25日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月22日まで
新潟地方裁判所高田支部

平成２２年（フ）第１２９号
新潟県糸魚川市大字青海4639番地
債務者　齋藤　隆夫
1　決定年月日時　平成23年２月25日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月22日まで
新潟地方裁判所高田支部

平成２２年（フ）第１３４号
新潟県上越市大潟区土底浜1147番地１
債務者　小山　弘子
1　決定年月日時　平成23年２月25日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月22日まで
新潟地方裁判所高田支部

平成２３年（フ）第１号
新潟県上越市西城町２丁目４番７号　ウエストハイツ201号、前住所長野県長野市大字田子88番地６
債務者　安原　正明
1　決定年月日時　平成23年２月25日午後２時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月22日まで
新潟地方裁判所高田支部

平成２３年（フ）第４号
新潟県糸魚川市一の宮５丁目６番６号
債務者　日馬　芽生
1　決定年月日時　平成23年２月25日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月22日まで
新潟地方裁判所高田支部

平成２３年（フ）第３４号
愛知県弥富市馬ケ地３丁目208番地
債務者　小村　洋三
1　決定年月日時　平成23年２月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月22日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第８号
兵庫県篠山市東吹513番地８
債務者　小嶋　裕子
1　決定年月日時　平成23年２月24日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月22日まで
神戸地方裁判所柏原支部破産係

平成２３年（フ）第３１号
香川県高松市香西北町31番地２
債務者　千葉　由美
1　決定年月日時　平成23年２月25日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月22日まで
高松地方裁判所破産・再生係

平成２３年（フ）第３９号
香川県高松市高松町414番地
債務者　前田　直也
1　決定年月日時　平成23年２月25日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月22日まで
高松地方裁判所破産・再生係

平成２３年（フ）第５６号
香川県小豆郡土庄町淵崎甲2186番地　富丘住宅２階28号室
債務者　土塔　郁子
1　決定年月日時　平成23年２月25日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月22日まで
高松地方裁判所破産・再生係

平成２３年（フ）第１号
香川県坂出市川津町3883番地１
債務者　松木　明世
1　決定年月日時　平成23年２月24日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月22日まで
高松地方裁判所丸亀支部

平成２３年（フ）第５号
鹿児島県枕崎市高見町228番地
債務者　山﨑　正樹
1　決定年月日時　平成23年２月21日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月22日まで
鹿児島地方裁判所知覧支部

平成２３年（フ）第５１号
沖縄県那覇市字国場386番地１マンションパールヒル303
債務者　今井　輝義
1　決定年月日時　平成23年２月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月22日まで
那覇地方裁判所民事第３部

平成２３年（フ）第５８号
宮城県亘理郡亘理町吉田字上塚62番地19
債務者　佐藤　恵子
1　決定年月日時　平成23年２月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月25日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係